## 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について

当公社においては、国に準じて、建設資材価格の高騰を踏まえ、公社発注工事の請負代金の見直しを円滑に行うことができるように、工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用の見直しを行いました。

このことにより、請求日以降の残工期が2ヶ月以上ある工事に限り、鋼材類、燃料油又はその他工事材料について変動額を算定し、当該変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超える額については、請負代金額の変更の協議(以下、「スライド協議」という。)を請求することが可能となります。

なお、スライド協議の請求については、下記問い合わせ先にご連絡ください。 また、今回改定する運用は、令和4年11月1日以降に請求が行われたものから適用します。

## ○問い合わせ先

- ·請求手続関係 総務部財務課契約係 092-631-3289
- · 積算関係 企画部技術管理課技術管理係 092-631-3293

## ○HP 掲載箇所

トップページ>契約情報・技術情報>入札契約制度

https://www.fk-tosikou.or.jp/keiyaku/portal/keiyakuseido/keiyakuseido.shtml